

令和4年度第7回安塚区地域協議会次第

日時：令和4年8月23日（火）午後7時から

場所：安塚コミュニティプラザ 3階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 諮問事項

- (1) 安塚中学校の廃止について

4 報告事項

- (1) 安塚かたくりの家の廃止について
- (2) 「(仮称) 地域独自の予算」の概要(案)について

5 協議事項

- (1) 大・浦・安地域協議会委員研修会について

6 自主的審議事項

- (1) 住みやすい安塚の在り方について

7 その他

- (1) 次回開催 令和 年 月 日 () 午後 時 開会

8 閉 会

上教総第4468号
令和4年8月17日

安塚区地域協議会
会長 松 苗 正 二 様

上越市長 中 川 幹 太
(教育委員会教育総務課)



安塚中学校の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第114号 安塚中学校の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

〔諮問理由〕

安塚区、浦川原区及び大島区の保護者と意見交換を重ねるとともに、地域住民等の意向を把握するなどにより検討を行った結果、中学校統合により当該3区の中学校生徒の望ましい学習環境を確保する必要があると判断したことから、中学校統合に伴う安塚中学校の廃止に関し、安塚区の住民の生活に及ぼす影響という観点から意見を求めるもの

現 況	諮問内容								
<p>1 設置 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、上越市立中学校を設置する。</p> <p>2 名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="241 576 1059 671"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安塚中学校</td> <td>上越市安塚区石橋6番地</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	位 置	安塚中学校	上越市安塚区石橋6番地	<p>次のとおり、学校を廃止する。</p> <p>1 廃止する学校</p> <p>(1) 学校の名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="1198 480 2022 576"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安塚中学校</td> <td>上越市安塚区石橋6番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 廃止予定日 令和6年3月31日</p>	学校名	位 置	安塚中学校	上越市安塚区石橋6番地
学校名	位 置								
安塚中学校	上越市安塚区石橋6番地								
学校名	位 置								
安塚中学校	上越市安塚区石橋6番地								

参考資料 1

現 況	統合後																				
<p>1 設置 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条及び第49条の規定に基づき、上越市立中学校を設置する。</p> <p>2 名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="239 576 1055 769"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安塚中学校</td> <td>上越市安塚区石橋6番地</td> </tr> <tr> <td>浦川原中学校</td> <td>上越市浦川原区顕聖寺350番地</td> </tr> <tr> <td>大島中学校</td> <td>上越市大島区上達600番地</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	位 置	安塚中学校	上越市安塚区石橋6番地	浦川原中学校	上越市浦川原区顕聖寺350番地	大島中学校	上越市大島区上達600番地	<p>次のとおり、学校を廃止し、統合校を設置する。</p> <p>1 廃止する学校</p> <p>(1) 学校の名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="1193 480 2022 673"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安塚中学校</td> <td>上越市安塚区石橋6番地</td> </tr> <tr> <td>浦川原中学校</td> <td>上越市浦川原区顕聖寺350番地</td> </tr> <tr> <td>大島中学校</td> <td>上越市大島区上達600番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 廃止予定日 令和6年3月31日</p> <p>2 設置する学校</p> <p>(1) 学校の名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="1193 908 2022 1007"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(未定)</td> <td>上越市浦川原区顕聖寺350番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 廃止する浦川原中学校の校舎を使用する。</p> <p>(2) 設置予定日 令和6年4月1日</p> <p>(補足) 新設する学校名については、安塚区、浦川原区及び大島区在住の市民を対象に公募した上、令和4年11月を目途に決定する予定。</p>	学校名	位 置	安塚中学校	上越市安塚区石橋6番地	浦川原中学校	上越市浦川原区顕聖寺350番地	大島中学校	上越市大島区上達600番地	学校名	位 置	(未定)	上越市浦川原区顕聖寺350番地
学校名	位 置																				
安塚中学校	上越市安塚区石橋6番地																				
浦川原中学校	上越市浦川原区顕聖寺350番地																				
大島中学校	上越市大島区上達600番地																				
学校名	位 置																				
安塚中学校	上越市安塚区石橋6番地																				
浦川原中学校	上越市浦川原区顕聖寺350番地																				
大島中学校	上越市大島区上達600番地																				
学校名	位 置																				
(未定)	上越市浦川原区顕聖寺350番地																				

参考資料 2

学校の状況等

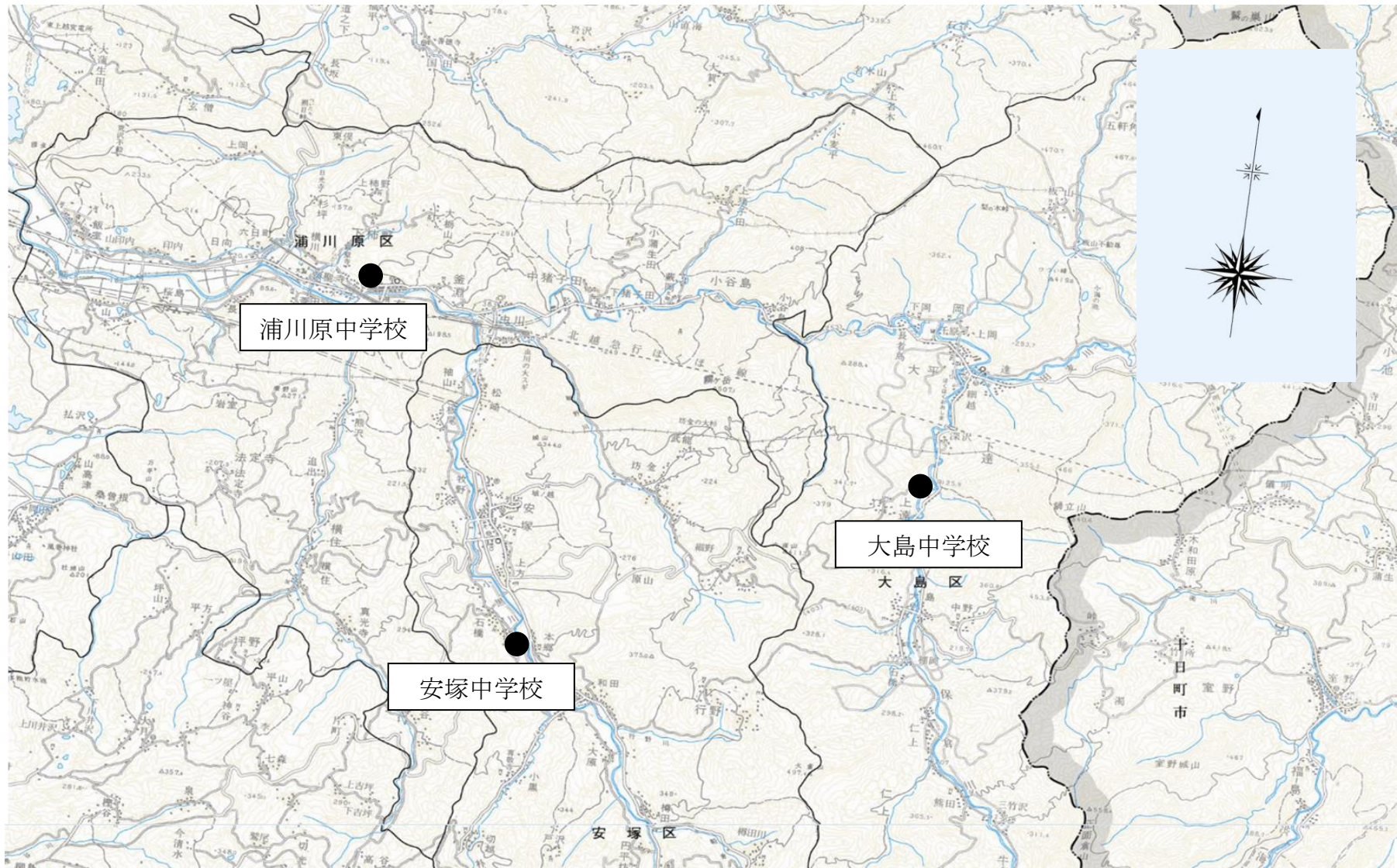
○ 建物の概要

項目	安塚中学校	浦川原中学校	大島中学校
敷地面積	29,875 m ²	58,552 m ²	40,413 m ²
校舎延床面積	3,182 m ²	3,099 m ²	1,961 m ²
屋内運動場面積	1,622 m ²	1,385 m ²	989 m ²
屋外運動場面積	21,602 m ²	21,455 m ²	15,302 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 4 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建
建築年月	昭和 51 年 6 月	平成 6 年 3 月	昭和 49 年 5 月

○ 児童数の推移（見込み） ※網掛けは複式相当の学級。特別支援学級の児童数を含む人数

学 番 学校名	10				11				12			
	安塚中				浦川原中				大島中			
学 年	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
3年度	6	16	7	29	23	35	27	85	6	3	11	20
4年度	8	7	17	32	13	23	35	71	5	6	3	14
5年度	13	8	7	28	24	13	23	60	6	5	6	17
6年度	5	13	8	26	24	24	13	61	5	6	5	16
7年度	4	5	13	22	27	24	24	75	7	5	6	18
8年度	6	4	5	15	22	27	24	73	8	7	5	20
9年度	6	6	4	16	15	22	27	64	4	8	7	19
10年度	6	6	6	18	24	15	22	61	3	4	8	15

学校の位置図



「安塚かたくりの家」の廃止について

令和4年8月23日
地域協議会資料
福祉部高齢者支援課

1 施設概要

- ・加齢により独立して生活することに不安のある高齢者に対し、生活の場と交流の機会を提供し、安心して健康的な生活を送ることができるよう、平成14年度で廃園となった和田保育園を改修し、平成15年度にグループハウスを設置した。

2 対応方針

- ・第4次上越市公の施設の適正配置計画に基づき、令和4年度をもって「安塚かたくりの家」を廃止する。

【公の施設の適正配置計画の取組方向】…利用実態等を踏まえ、類似施設や公営住宅等への機能移転を進め、令和3年度から休止し、令和4年度に廃止する。

3 現状

- ・施設の入居者は、令和元年8月1日から1人になり、令和2年6月19日からは不在となった。その後も入居の申込みや相談はなく、令和3年度から休止している。

入居者数（年間平均利用者数）の推移

年 度	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
入居者数	2.2 人	2.6 人	1.6 人	0.2 人	休止中	休止中

4 施設廃止による影響

- ・施設休止後、入居の申込みや相談がないことに加え、生活支援ハウスなど代替となる高齢者向け住宅があることから、廃止に伴う影響はない。

施 設 名	入居者数（R3 年度 年間平均利用者数）
浦川原生活支援ハウス（定員 10 人）	5.6 人
頸城生活支援ハウス（定員 10 人）	7.4 人
板倉生活支援ハウス（定員 12 人）	7.8 人
清里生活支援ハウス（定員 16 人）	12.2 人
名立生活支援ハウス（定員 15 人）	6.9 人

5 地元町内会、地域協議会への説明状況

令和2年8月24日 安塚区町内会長協議会長及び副会長へ説明
8月25日 地元（和田）町内会長へ説明
9月29日 安塚区地域協議会へ説明
令和4年7月28日 安塚区町内会長協議会長及び副会長へ説明
7月29日 地元（和田）町内会長へ説明

6 今後の予定

令和4年 9月～10月 安塚区地域協議会への諮問・答申
12月 12月市議会定例会に条例廃止を提案
令和5年 4月1日 条例廃止

「（仮称）地域独自の予算」の概要（案）

1 「（仮称）地域独自の予算」をつくる背景、目的

- 上越市は、広い面積の中に、多くの山々や長い海岸線、豊かな水田、利便性に優れた市街地などがあり、地域ごとに育んできた歴史や文化なども様々です。
- この多様性は当市の魅力ですが、人口減少や少子高齢化などが進む中では、地域の活力を保つことが次第に難しくなっています。
- このような中、それぞれの地域の課題を解決し、活力の向上を図るためには、全市的な取組に加えて、地域の実情にあった取組を更に実現していくことが必要と考え、「（仮称）地域独自の予算」をつくることとしました。

2 「（仮称）地域独自の予算」で大切にしたいこと

- その1 地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにしたいと考えています。
- その2 地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにしたいと考えています。
- その3 地域の団体や地域協議会が取組を提案できるとともに、地域住民の皆さんに身近な機関である総合事務所やまちづくりセンターが、木田庁舎の各課等と同じように予算を要求できるようにしたいと考えています。



3) 予算ができるまでの流れ

① 取組の提案

- ・ 地域の団体や地域協議会は、希望に応じて、総合事務所等に取組を提案します。
※提案された取組は、市の予算査定や市議会での予算案の議決を経て最終的に予算化されることから、提案されたことをもって、取組の実現を約束するものではありません。
※総合事務所等も取組を提案します。

② 関係者による取組案の具体的な検討

- ・ 提案者が中心となり、関係する団体や総合事務所等と互いに連携しながら、取組の実現に向けて調査・検討します。

○ 地域の団体が提案し、自らの団体や総合事務所等が実施主体となる場合、地域の団体は総合事務所等とともに調査や検討を行います。また、他の団体を取組の一部をお願いする場合、地域の団体は総合事務所等と話し合い、関係する団体に調査や検討に加わるよう総合事務所等と一緒に働きかけます。

○ 地域協議会が提案する場合、地域協議会は関係する地域の団体や総合事務所等とともに、調査や検討を行います。

○ 総合事務所等が提案する場合、総合事務所等は取組に関わる地域の団体に調査・検討に加わっていただくよう働きかけます。

※ 調査や検討の内容により、木田庁舎の各課等も連携や実務を担います。(次の③も同じ)

※ 総合事務所等は、適宜、地域協議会と情報共有していきます。

③ 予算要求

- ・ 総合事務所等は、予算の原案をつくり、財務部に要求します。
※15区では、まちづくりセンターの体制を考慮し、自治・地域振興課がとりまとめて要求します。
※地域の団体は、総合事務所等と連携しながら次年度の取組実施に向けた準備を始めます。

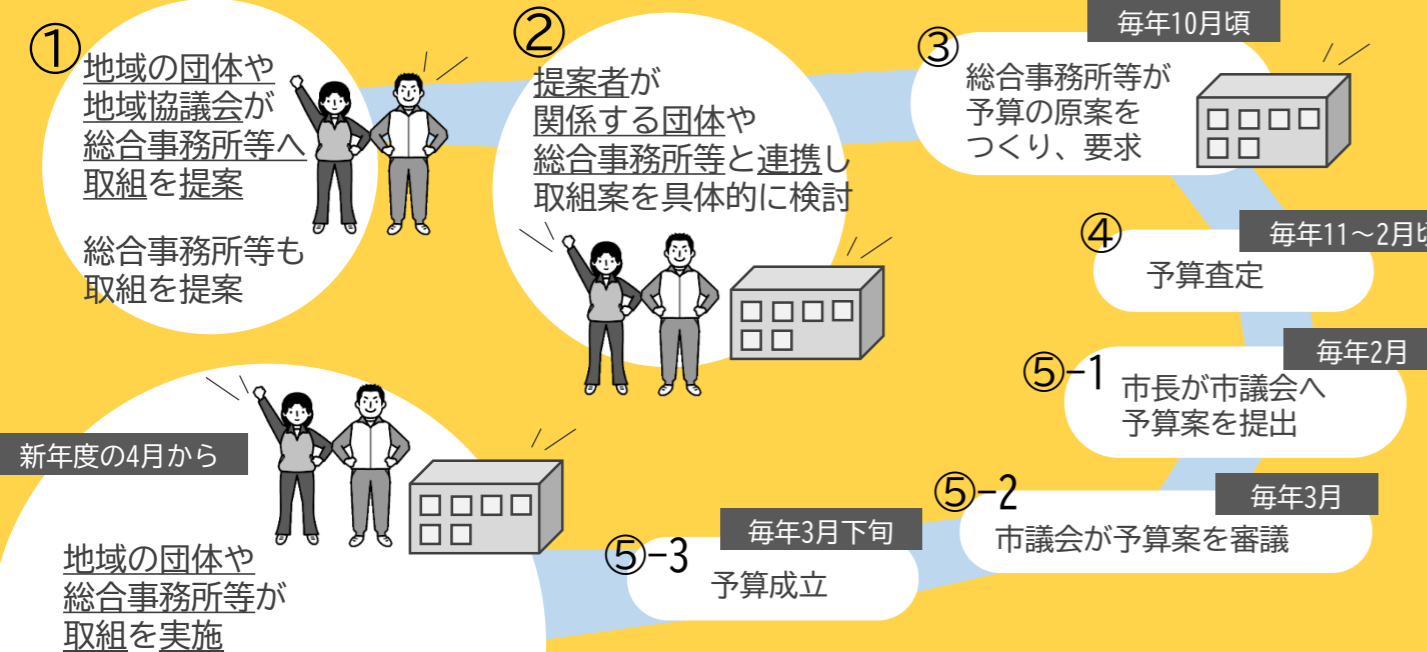
④ 予算査定

- ・ 予算要求後は、財務部を中心とした協議を経て、最終的に市長が予算案への計上の可否を決定します。

⑤ 市議会へ予算案を提出 → 市議会の予算審議 → 予算成立

- ・ 市長が市議会へ予算案を提出し、市議会が予算案を審議します。

「（仮称）地域独自の予算」ができるまでのイメージ（令和5年度予算案から実施）



3 「(仮称)地域独自の予算」のポイント

※「総合事務所等」には、まちづくりセンターを含みます。

(1) 対象とする取組（「(仮称)地域独自の予算」で実現したい取組）

① 地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組

特産品開発、販売促進、就業促進、交流人口増など

【取組のイメージ】

- 地元の道の駅や青空市場等で販売する農産加工品（レトルト、漬物、ファストフード等）の開発・製造・販売
 - 例 妙高市長沢地区「手作りこんにやく」
 - 富山県南砺市「いもがい餅」（里芋入りおはぎ）
- 地元の森林や耕作放棄地を活用した、大都市部をターゲットにした苔や山菜の栽培・販売
 - 例 島根県江津市「ごうつコケプロジェクト」
 - 岐阜県郡上市「山菜王国郡上づくり構想」
- 地元の食材と施設を活用した、自然食を提供するレストランや農村レストランの運営
 - 例 広島県神石高原町(じんせきこうげんちょう)「自然食レストラン高原の風」
 - 三重県多気町(たきちょう)「せいわの里まめや」
- 地域の農作業と食品製造事業等の組み合わせ、集落農業の受け皿、空き家の模様替え・転貸などのビジネスモデルによる地域課題の解決と新たな雇用の場の創出（人口減少対策）
 - 例 清里区「星の清里協同組合」
 - 島根県邑南町(おおなんちょう)出羽(いずわ)地区「合同会社出羽」
- 地域の歴史的資産、自然資産等を活用した集客・観光の創出
 - 例 頸城区「くびき野レールパーク公開及び枕木交換事業」（地域活動支援事業）
 - 中郷区「二本木駅を核とした地域活性化事業」（地域活動支援事業）

② 地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組

生活支援、郷土愛の醸成、人材育成 など

【取組のイメージ】

- 移動サービスと日用品小売店（日用品供給事業）を組み合わせた高齢者の外出支援
 - 例 岩手県北上市口内町(くちないちょう)地区「店っこくちない」
 - 十日町市仙田地区「道の駅 瀬替えの郷せんた」
- エネルギー供給の拠点となるガソリンスタンドの経営引継ぎ
 - 例 高知県四万十市大宮地区「大宮SS」、宮城県丸森町筆甫(ひっぽ)地区「筆甫SS」
- 地域の自然環境等の活用・保全や、地域の生活拠点に活気を生み出す事業
 - 例 金谷区「滝寺自然公園整備と環境保全・保護活動」（地域活動支援事業）
 - 名立区「名立駅マイ・ステーション作戦事業」（地域活動支援事業）
- 地域づくりの実現や新たな取組の創出に向けた人材の研修や視察の実施、災害に対する備えと互助の精神を学ぶ講演会の開催
 - 例 大島区「大島地区活性化ビジョンの実現に向けた視察研修事業」（地域活動支援事業）
 - 三和区「東日本大震災にまなぶ事業」（地域活動支援事業）
- 区内多くの住民の参加が見込まれ、地域の連帯感醸成が期待される地域のイベント、偉人の顕彰
 - 例 高士区「ふるさと高士まつり」（地域活動支援事業）
 - 大瀧区「小山作之助の功績を称える事業」（地域活動支援事業）

対象としない取組

- ・新たな公の施設や市道などのインフラ整備
- ・単なる備品の購入・設備の設置など、地域の活動が伴わない取組
- ・公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う取組
- ・地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す取組
- ・政治活動・宗教活動を目的とする取組
- ・公序良俗に反する取組 など

(2) 予算の上限額や取組の終期

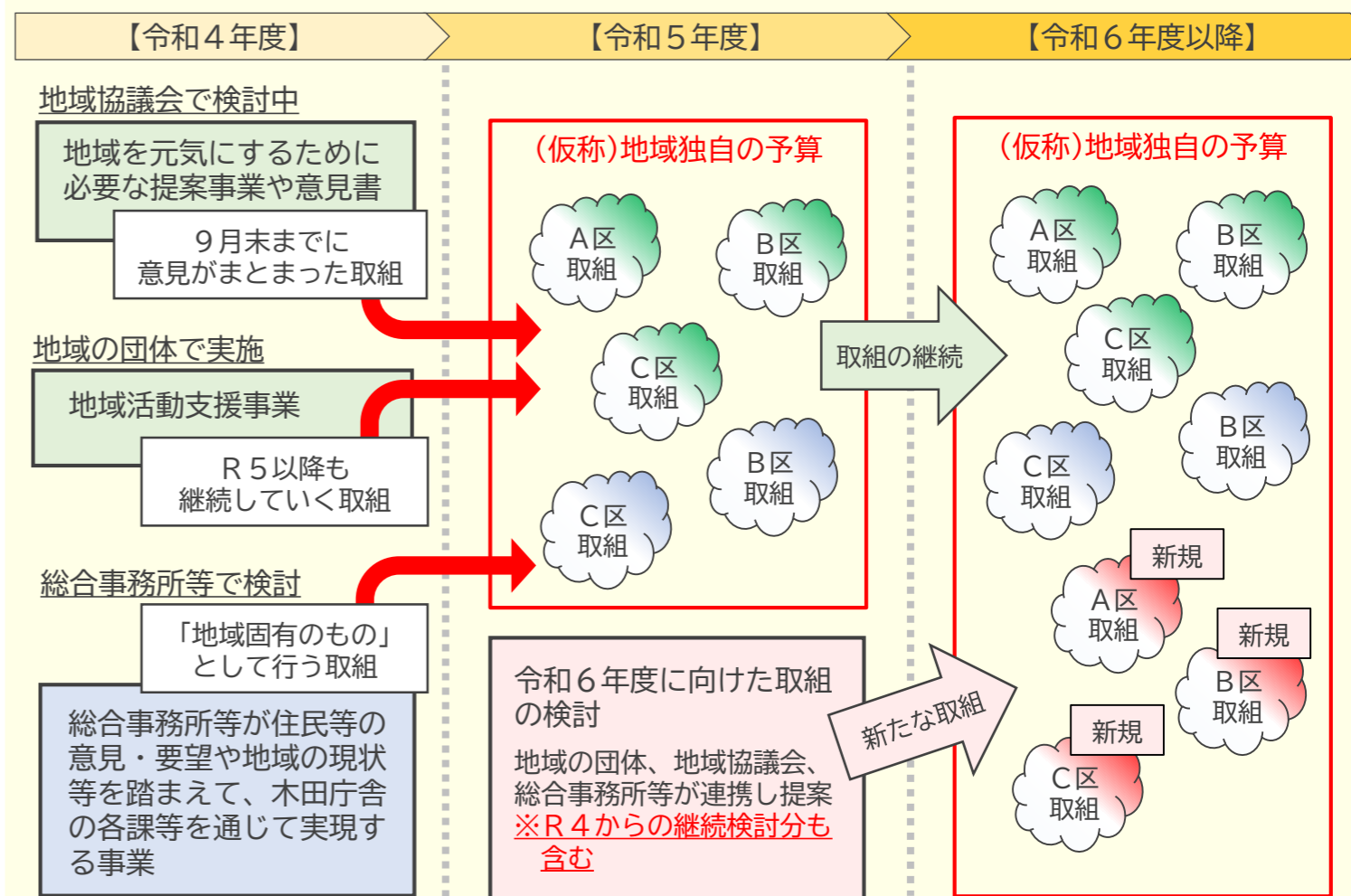
① 上限額

- ・原則、地域自治区ごとの取組件数や金額、また、1件当たりの金額の上限額は設けません。 ※予算化に当たっては、実現したい取組に対して真に必要な額を精査していきます。
- ・地域の団体に対して市が補助金を支出する場合は、補助率の上限を7/10とします。ただし、これまで地域活動支援事業を活用してきた取組のうち、左記(1)①・②に該当する取組は、令和5年度予算での補助率の上限10/10とし、令和8年度までに段階的に上限を7/10に見直します。

② 「(仮称)地域独自の予算」で実現する取組の終期

- ・終期は設けませんが、取組は4年ごとに取組成果を振り返り、今後の公費支出の可否や実施方法などの取扱いを改めて見直します。
- ※例 令和5年度から継続していく取組は、8年度に見直します。
- ※予算化する取組は、複数年度の継続を見込む取組であっても、毎年度、市議会での予算案の議決を要します。

◎ 「(仮称)地域独自の予算」でつくり上げる予算のイメージ図



自主的審議事項に係る各種団体等との意見交換会 実施計画

1 目的

自主的審議のテーマである住みやすい安塚の在り方について、各種団体等と意見交換を行うことにより、安塚区が抱える課題とその改善策を検討し、方針の策定につなげる。

2 開催日時及び会場

区分	日時	会場
区分1（町内会・自治会）	9月20日（火）から9月30日（金）までの間で開催日を設定、平日午後7時から ※9月27日（火）は第8回地域協議会の予定	安塚コミュニティプラザ
区分2（企業等）	8月24日（水）午後2時から	安塚コミュニティプラザ
区分3（区内活動団体等）	9月5日（月）午後7時から	安塚コミュニティプラザ
区分4（学校）		
安塚中学校	9月16日（金）以降を希望 ※9月21日（水）、9月27日（火）、9月29日（木）は行事のため不可 ※時間は別途調整	安塚中学校
高田高等学校安塚分校	9月26日（月）6限 午後2時25分から3時15分までを希望	高田高等学校安塚分校

安塚コミュニティプラザ会議室利用案

全体会 ：ホール

意見交換：ホール、大会議室、小会議室、和室

※コミュニティプラザの予約状況に応じて対応

3 対象者

別紙対象者リストのとおり

4 内容

項目	内容	時間配分
(1) 開会	松苗会長挨拶 ・アンケート調査に関する御礼 ・自主的審議の趣旨等に関する説明	10分

(2) 意見交換	①グループに分かれて意見交換 ・区分1と区分2は4グループ、区分3は2グループ程度 ・グループ分けについては、当日受付時にくじ引きを実施 ・地域協議会委員は2名または3名ずつに分かれてグループの中に入り、司会進行・書記等を務める	80分
	②グループで意見交換した内容の報告 ・各グループの中で挙げられた意見の内容について、地域協議会委員が発表 ③全体での意見交換	15分 15分
(3) 閉会	石田副会長挨拶	5分

区内企業等と安塚区地域協議会との意見交換会 次第

日時：令和4年8月24日（火）午後2時～

会場：安塚コミュニティプラザ 2階 ホール

1 開 会

- ・松苗会長挨拶

2 意見交換

- ・グループに分かれて意見交換
- ・グループで意見交換した内容の報告
- ・全体での意見交換

3 閉会

- ・石田副会長挨拶

区内企業等と安塚区地域協議会との意見交換会 進行表

令和4年8月24日開催

全体の進行： 委員

時間	内 容	説明者等
14：00～	1 開 会 ・松苗会長挨拶（10分）	松苗会長
14：10～	2 意見交換 ・グループに分かれて意見交換（80分） ・グループで意見交換した内容の報告（15分） ・全体での意見交換（15分）	
16：00～	3 閉 会 ・石田副会長挨拶（5分）	石田副会長